

みんなであそぼうほいくえん

1月～3月は下表のとおり実施します。0～5歳のお子さんと親子でご参加ください。なお、詳細は各保育施設にお問い合わせください。また、電話による子育て相談も随時お受けしています。(月曜～金曜日の午前10時～午後4時)
問合せ 各保育施設

保育園	開放日	内容
くりのみ (☎042-383-1180)	木曜・土曜日 9:30～11:00	お庭あそび
わかたけ (☎042-383-1181)	水曜・金曜・土曜日 9:30～11:30 (土曜日は11:00まで)	お庭あそび
小金井 (☎042-381-2237)	火曜・木曜日 9:30～11:30	お庭あそび
	1/21 (木) 10:00～10:30	こぶた劇場
さくら (☎042-383-1182)	月曜～金曜日 9:30～11:30	お庭あそび
	1/7 (木) 9:30～10:30	お部屋あそび (0～2歳)
	2/9 (火) 10:00～10:30	ミニさくらんぼ劇場 (1～3歳)
けやき (☎0422-60-0770)	火曜・木曜日 9:30～11:30	お庭あそび
	1/14 (木) 10:00～10:30	しゃぼん玉劇場 (職員劇)
私立保育園		
光明第二 (☎042-381-8706)	1/13 (水)、3/9 (水) 10:00～11:00	親子読み聞かせ (※)
	3/11 (金) 10:00～11:00	離乳食づくり (※)

保育園	開放日	内容
ひなぎく (☎0422-55-4417)	1/13 (水) 10:00～10:45	親子で遊ぼう・伝承あそび (※)
	3/3 (木) 9:30～10:30	ひなまつり観劇会 (※2/1から)
愛の園 (☎042-325-1045)	月曜～金曜日 10:00～12:30	園庭解放
	1/14 (木) 10:30～11:15	ホールあそび (0～2歳。※)
しんあい (☎042-381-2263)	1/15 (金) 9:30～11:00	リズムあそび (※)
	2/3 (水) 9:30～11:00	まめまき (※)
貫井 (☎042-381-3575)	1/15、29、2/5、19、3/4、いずれも金曜日 10:00～11:00	親子でわらべうた (0・1歳。※)
	1/22 (金) 10:00～11:00	親子お楽しみ会 (1歳以上。※)
こむぎ (☎042-381-1589)	1/8 (金) 11:00～12:00	わんぱくランチ (※)
アスクむさし小金井 (☎042-386-8505)	1/15 (金) 9:50～11:00	お正月遊びお楽しみ会 (※)
	2/3 (水) 9:50～11:00	節分お楽しみ会 (※)
	3/3 (木) 9:50～11:00	ひな祭りお楽しみ会 (※)
特定地域型保育事業		
こどものへや保育室 (☎042-384-3385)	1/13、20、2/3、いずれも水曜日 9:20～9:50	えいごでリトミック (※)
また明日保育園 (☎042-386-8280)	月曜～金曜日 10:00～11:30	お散歩

※ 要事前申込

ご存じですか

ひとり親家庭支援制度

ひとり親家庭の「生活の維持」や「仕事と家事・育児の両立」などを支援するため、次のような制度があります。ぜひ、ご利用ください。

①～③は、所得や世帯状況により制限があります。④～⑥は、事前相談が必要です。詳しくは、お問い合わせください。①～③は、休日窓口(2面に掲載)でも取り扱っています。

① ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達した年度の末日(障がいがある場合は20歳未満)までの児童がいる家庭などに、医療保険の自己負担すべき額から一部負担金を控除した額を助成します。

対象 ひとり親家庭等の母または父および児童

お済みですか? ひとり親家庭等医療費助成の医療証は、1月1日付けで更新となります。更新手続が済んでいない方は手続をしてくださる。

③ 児童扶養手当

18歳に達した年度の末日(障がいがある場合は20歳未満)までの児童がいるひとり親家庭等に支給します。

対象 次のいずれかの状態にある児童を養育している方

- ▽ 父母が離婚した児童
- ▽ 父または母が死亡した児童
- ▽ 父または母が生死不明である児童
- ▽ 婚姻によらないで生まれた児童など

② 児童育成手当

18歳に達した年度の末日(障がいがある場合は20歳未満)までの児童がいるひとり親家庭等に支給します。

対象 次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

- ▽ 父または母が死亡した児童
- ▽ 父または母が生死不明である児童
- ▽ 婚姻によらないで生まれた児童など

④ ホームヘルプサービス

ひとり親家庭が、一時的な

⑤ 母子及び父子福祉資金



ひとり親家庭の生活の安定を図るための貸し付け制度です。

対象 都内在住(6か月以上)で、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母または父

⑥ 母子家庭等自立支援給付金

ひとり親家庭の母または父が、就業に際し必要な教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を補助します。

対象 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方

- ▽ 雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない方
- ▽ 当該講座の受講が就業のために必要と認められる方
- ▽ 過去に給付金の支給を受けていない方

⑦ 就労支援

児童扶養手当を受給している方を対象とし、面接による希望や経験などを伺ったうえで、ハローワークと連携して就労を支援します。

対象 過去に訓練促進給付金の支給を受けていない方

⑧ 母子(ひとり親)支援

母子家庭等や女性の生活上の問題、経済上の問題など、各種の相談に母子・父子自立支援員が応じます。

【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】

ひとり親家庭の母または父が、就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する国家資格(准看護師を含む)



問合せ ①～③子育て支援課 ④～⑧子育て支援課 ⑨子育て支援係
 1-900009、④～⑧子育て支援係 1-900036